

| |
|-------|
| 会 議 録 |
|-------|

| | |
|--------------------------|--|
| 会 議 の 名 称 | 第1回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議 |
| 開 催 日 時 | 平成23年9月27日（火） 16時00分から 18時15分まで |
| 開 催 場 所 | 市民会館 第3集会室 |
| 出 席 者 | 安藤座長・佐賀枝委員・今西委員・田尾委員・高橋委員・ 岸本委員・清水委員 |
| 欠 席 者 | — |
| 案 件 名 | 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について |
| 提出された資料等の 名 称 | 資料1次第・資料2枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会 議委員配席表・資料3枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考 会議委員名簿・資料4枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考 会議設置要綱・資料5小倉保育所の民営化方針について・資料6 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）・資料7枚 方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションに ついて（案）（関係書類一式）・資料8枚方市審議会等の会議の公 開に関する規程解釈・運用基準・資料9枚方市情報公開条例 |
| 決 定 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議録の表記方法及び、第2回以降の会議を非公開とすることを確認した。 ・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）を基に、委員の意見を反映し、座長に確認した上で決定することを確認した。 |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍 聴 者 の 数 | 0人 |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 福祉部子育て支援室 |

審 議 内 容

事務局：ただいまから、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議」を開会いたします。
本日は、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただき、深く感謝申し上げます。

この会議の座長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子育て支援室長の中村でございます。

それでは、お手元の次第によりまして、会議を進めてまいります。

まず、理事兼福祉部長の木村よりご挨拶申し上げます。

(理事あいさつ)

事務局：それでは、本会議の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料4、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱がございますのでご覧ください。要綱第3条第2項各号に委員構成について規定しております。

まず、第1号の学識経験を有する委員といたしまして、京都文教短期大学教授の安藤和彦委員でございます。

同じく、大谷大学教授の佐賀枝 夏文委員でございます。

次に、第2号の社会福祉法人の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の今西 義行委員でございます。

次に、第3号の民間による運営の移行を決定した保育所の保護者を代表する委員といたしまして、小倉保育所保護者会代表の田尾 千鶴委員でございます。

同じく、小倉保育所保護者会代表の高橋 美恵委員でございます。

次に、第4号の枚方市民生委員・児童委員協議会を代表する委員といたしまして、民生委員・児童委員の岸本 和代委員でございます。

次に、第5号の枚方市コミュニティ連絡協議会を代表する委員といたしまして、小倉校区コミュニティ協議会会長の清水 洋宣委員でございます。

本会議は、以上の7人の委員で構成されます。

本会議の選考委員の身分でございますが、設置要綱に基づき市長の依頼により選任させていただきます。各委員の皆様のお手元に市長の依頼状を配付しておりますので、ご確認ください。本会議の委員は、審議会や附属機関の委員と異なり、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員にはあたりません。ただし、要綱第7条に定めておりますとおり、委員の皆様には守秘義務がございますので、本会議で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意願います。本会議の庶務については、枚方市福祉部子育て支援室で担当いたします。ここまでのご説明で、何かご質問はございませんか。

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

理事兼福祉部長の木村 和子でございます。

子育て支援室総務担当課長の杉浦 雅彦でございます。

子育て支援室公立担当課長の延永 泰彦でございます。

子育て支援室入所・地域支援担当課長の竹島 弘光でございます。

子育て支援室公立担当主幹の梅村 紀子でございます。

子育て支援室小倉保育所所長の藤井 千年生でございます。

子育て支援室総務担当課長代理の富田 雅信でございます。

子育て支援室総務担当の才野木 博子でございます。

最後に、司会の私、福祉部次長兼子育て支援室長の中村 圭一でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議の次第でございます。

資料2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員配席表でございます。

資料3といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員名簿でございます。

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱でございます。

資料5といたしまして、小倉保育所の民営化方針でございます。

資料6といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）でございます。

資料7といたしまして、枚方市立保育所移管に係る申込書及び提出書類について（案）（関係書類一式）でございます。

資料8といたしまして、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準でございます。

資料9といたしまして、枚方市情報公開条例でございます。

資料の過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、次第5の座長の選出に移らせていただきます。

資料4、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱をご覧ください。要綱第5条第1項で本会議に座長を置くこととし、座長が議長となります。座長は、委員の互選により定めることとしております。座長は、どなたにお願いいたしますでしょうか。

委員：安藤委員にお願いしてはどうでしょうか。

事務局：安藤委員にということですが、各委員の皆様よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

事務局：では、安藤委員に座長をお願いします。以後の進行については、要綱第5条第2項に基づき、座長が議長となりますので、安藤座長よろしくお願いいたします。

座長：座長のご指名をいただきました安藤でございます。

（安藤座長あいさつ）

それでは、審議を進めてまいります。まず、本会議の設置要綱第5条第3項に、座長に会議の出席に支障が起こった場合を想定し、あらかじめ職務を代理するものを座長が指名することとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、佐賀枝委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし。

座長：ご異議がないようですので、座長の職務代理は佐賀枝委員にお願いいたします。それでは、会議を進めていきます。まず、本会議につきましては公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。

それでは、公開・非公開について、事務局の説明を求めます。

事務局：それでは、資料8の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準をご覧ください。本市では、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」を制定しております。資料の2ページをお開きください。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開することとしていますが、同条ただし書きで、(1)から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしています。

資料9の枚方市情報公開条例をご覧ください。枚方市情報公開条例第6条第1項で、公開しないことができる情報を第1号から第8号まで列挙しています。本会議では、第3号の法人等に関する情報及び第6号の意思形成過程情報を取り扱います。第6条第3号では、法人等に関する情報ということが定められており、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合に非公開とすることができます。本会議で取り扱う情報としましては、特に解釈4番の(4)の経理、人事等の内部管理に関する情報が入っています。また第6号の意思形成過程情報につきましても、資料の表の大分類2、公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報という規定があります。

本会議では、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当するため、非公開が適当と考えていますが、本日の選考会議では運営法人の募集要項について審議を行っていただくため、本日の選考会議の審議内容については、非公開とする事由に該当しないと考えています。

座長：ただいま、事務局からの説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、公開が望ましいと思います。この選考会議でも審議される内容によっては非公開が妥当の場合がありますが、本日の審議内容は運営法人の募集要項の審議であり、公開が妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

委 員：公開が妥当と考えます。

座 長：それでは、傍聴者の入場を許可します。

事務局：傍聴者はおられません。

座 長：続きまして、本会議の会議録について事務局から説明を求めます。

事務局：再度、資料 8、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準」の 6 ページをご覧ください。会議録につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の第 7 条で会議録の作成について定めています。審議会等の会議について第 2 項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第 3 項に審議会では発言内容等について記録することとされています。先ほど会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきたいと思えます。

なお、発言者の表記につきましては委員の皆様を活発な議論を、お願いしたく委員の個人名は表記せず、座長、委員と表記したいと考えております。会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきます。また、会議録作成にあたりましては、本会議の内容を録音させていただきたいので、ご了承願います。

座 長：ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成するということとなりますので、各委員の発言は記録されますが、表記は座長、委員と表記されることとなります。よろしいでしょうか。

事務局：会議録の作成のため、会議の録音を許可していただけますでしょうか。

座 長：会議の録音を許可したいと思いますよろしいですか。

委 員：異議なし。

座 長：次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思えますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：本日の会議資料につきましては、お手元の枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議資料一覧をご覧ください。その中で、本日の案件の資料にあたります、6. 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）、及び 7. 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）につきましては、これからご審議してい

ただきますが、この資料につきましては、今後、要項等を決定し法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて公平性の観点から支障があると考えます。これまでも本会議に係る資料は、会議終了後、事務局でお預かりしております。なお、資料6、7以外については、持ち帰っていただいても支障がありません。そうした理由から、資料の取り扱いにつきましては、皆様方のご理解と協力をお願いします。

座長：ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料6、7につきましては、事務局で預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

了解いただいたものとして、会議運営事項の確認はこれで終了します。

それでは、審議に入りたいと思いますが、最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが、要綱第2条に担当事務について定めがあります。確認のために事務局の説明をお願いします。

事務局：資料4枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱の第2条をご覧ください。本会議の担当事務といたしまして、運営法人の募集に関する事、運営法人の選考に関する事、運営法人が行うべき保育所の管理運営に関する事について、調査及び審議し、その結果を市長に報告するとなっております。法人を選考するにあたり、募集要項及び選考方法の審議、応募法人によるプレゼンテーションなどを行い、選考の結果、一つの法人を小倉保育所の移管法人として適当であると市長に対して報告をしていただきます。

なお、会議の時間につきましては、1回あたり概ね2時間程度と考えております。ただし、審議の状況によっては、2時間を超える場合も考えられますので、その場合は調整をお願いすることになりますのでよろしくをお願いします。

それでは、資料5小倉保育所の民営化方針をご覧ください。本市では、平成23年8月に、小倉保育所の民営化方針を策定いたしました。1. 民営化にかかる方針をご覧ください。全国的に少子化が進む中でも、本市では、保育・地域子育て支援のニーズは年々増加し、市民が求めるサービスも多様化しています。限られた財源の中でサービスを充実するには、サービス提供のあり方について検証・見直しを行っていく必要があります。そうした中で、小倉保育所については、平成25年4月1日から、社会福祉法人に保育所運営を引き継ぎ民営化を行い、民営化後、30人の定員増を行い待機児童対策を進めていきます。あわせて、民営化により節減した経費を財源として、私立保育所の増改築による定員増などの待機児童の解消や、休日保育の実施、一時預りの拡大、地域子育て支援の充実など、多様な市民ニーズに対応していくことを目的としております。

次に2の民営化についての考え方についてでございます。平成14年度から様々な方針・計画に民営化推進を位置づけております。4つ目の黒丸の箇所をご覧ください。小倉保育所は、昭和61年に改築を行い、新耐震の基準も満たしており、既存施設をそのまま活用することが可能で、児童、保護者に与える影響が少ないことや、敷地内に待機児童解消のための保育室を増築するスペースも確保できることから、小倉保育所の民営化を実施します。あわせて、民営化後、運営法人が保育室を増築し、30人の定員増を行い

ます。また、小倉保育所の民営化の推進に当たっては、現小倉保育所保護者の声を受け止め、説明責任を果たすとともに、子どもたちのことを第一に考えた対応を検討し、理解を求めながら進めてまいります。

3の民営化の手法についてでございます。(1) 運営条件としましては、保育所用地は無償で貸与とし、既存の保育所建物は無償で譲渡します。次に、運営法人に増築してもらった保育室の場所につきましては、3ページの配置図イメージをご覧ください。プールと既存建物の間に、新たに増築により保育室を整備していただき、30人の定員増を行っていただくとともに、既設建物とプールまでの渡り廊下を整備していただく考えです。その個所を網掛けで表示させていただいております。今回、方針策定時から保護者や地域からの要望を受け、駐車場・駐輪場を入れた最新のイメージ図を添付しています。なお、駐車場につきましては、今年度中に市が整備します。(2) 運営法人につきましては、枚方市内の保育所運営実績のある社会福祉社法人の中から公募するというもので、これにつきましては、その中身についてこれからご審議いただきます。

次に、4. 運営内容につきましては、ここに書いてある、30人の定員増を行い、120人定員とします。

5. 民営化を円滑に進めるための措置についてですが、移管法人への引き継ぎについては、保護者と十分に話し合いを行い、子どもたちにとって一番良い方法を検討し、また、転所を希望する場合、転所しやすいよう配慮を行います。

6. 保育・地域子育て施策の充実として、この民営化により節減された経費については、引き続き待機児童の解消を図ることや、子育て支援の拡充に充てていきます。

7. 今後の主なスケジュールでございますが、この方針を策定後、速やかに保護者及び地域への説明を重ねてまいりました。この中では、工程に余裕を持たせるため、平成23年8月に法人公募を実施としておりましたが、この間、地域への説明に時間を要したため、若干、スケジュールが遅れております。そのため、先に実施しました蹉跎保育所の手続きと同様に、10月に法人公募を実施し、スケジュールどおり12月に法人決定を目途に本会議を進めてまいりたいと考えております。小倉保育所の移管につきましては、平成25年4月とし、移管後、待機児童解消に向け、移管した法人によって、保育室を増築していただき、平成26年4月から30人の定員増を実施していただきます。

この基本方針並びに運営法人選考会議設立の趣旨に基づいて、皆様方におかれましては、活発なご議論いただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

座長：ただいま、事務局から説明のありましたとおり、本会議は市立小倉保育所の民営化に際して、小倉保育所の運営を引き継ぐ法人を選考することが目的です。このことを踏まえた上で、本日の案件に入りたいと思います。お手元にあります次第8の案件、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）についてとありますが、このことについて事務局から説明を求めたいと思います。

なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで、説明していただき、その都度、審議を重ねていくということで、いかがでしよ

うか。

委員：異議なし。

座長：それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について、ご説明いたします。お手元の、資料6をご覧ください。この募集要項案につきましては、本市では、これまで実施してきました宇山保育所と蹉跎保育所の民営化を行った時の募集要項を基に、先ほどご説明させていただきました小倉保育所の民営化方針の内容、またこの間、小倉保育所の保護者並びに地域コミュニティの方々とは話し合いをしてきております。保護者並びに地域の方からは、色々と法人選考についてもご要望をいただいております。それらの内容を一定踏まえたうえで、本日、案としてお示ししているものでございます。それでは、募集要項案に沿って、まずは1ページ3の移管要件までご説明をさせていただきます。

まず、はじめに枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人を下記のとおり募集しますということで、1といたしまして、移管する保育所の名称、所在地等についてでございますが、現在の小倉保育所の内容をお示ししています。

2の移管する時期につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、平成25年4月1日となります。

次に、3の移管方法ですが、(1)の保育所用地につきましては、2149.78㎡を契約により無償で貸し付けることとし、(2)の保育所建物等につきましては、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。次に、(3)保育室の増築につきましては、本市における待機児童の解消を図るため、平成25年度内に、市が指定する敷地内に法人が保育室を増築（建物の色は景観に配慮すること）とし、平成26年4月1日までに定員を120人とする。ここからは、最後の7ページの配置イメージ図とあわせて、ご覧ください。保育室の増築の際に、現プールの一部敷地に係る場合（図面上は、プールに掛っています）、一時的に撤去を要するプール設備（シャワー・眼洗い場等）は、保育室整備後、機能回復を図ること。既設保育所建物から今回新たに整備した保育室及びプールまで、渡り廊下で結ぶとともに、渡り廊下は、雨の進入を防ぐために、屋根などを付けることとします。(4)の整備に当たりましては、関係法令及び枚方市の開発事業等の手続きに関する条例等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議することとしております。(5)保育所整備に係る補助については、枚方市が国の施設整備交付金等に係る基準に基づき行います。(6)水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る手続き及び費用については法人負担とします。(7)小倉保育所の運営を移管することが決定した法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結します。また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行することとします。以上で説明を終わります。

座 長：今事務局から、資料6の1, 2, 3について説明がありました。何かこれについてご意見等ございませんでしょうか。

委 員：新しく運営する法人が選定されて、その運営法人が支出する金額というのは(6)の水道下水道これは法人負担になっていますが、あとは(5)で施設整備、保育所整備に係る補助、これは基準に基づいてとあるのですが、実際に運営法人が移管後支出する金額というのは(3)でいう30名増員のための部屋、プールの現状回復から補助金を引いた額と、水道ガスの敷設工事にかかる分だけと考えていいのでしょうか。

事務局：今おっしゃったとおりです。

座 長：他にございませんか。

委 員：増改築が昭和61年ということですが、耐震構造等のデータはいつの基準に基づくのでしょうか。61年には増改築が完成されているので要件を満たしているとは思いますが。

事務局：もともと小倉保育所は昭和40年に開設された保育所で、老朽化等のため昭和61年に新たに今の建物に建てなおしたため、耐震基準でいうと昭和56年以前の旧基準ではなく、新しい基準に基づいているため問題ありません。

委 員：ありがとうございます。

座 長：他にございませんか。また、最後にまとめて気づいたことがあればお尋ねしたいと思います。それでは、4番目の募集資格及び条件について、ご説明を事務局からお願いしたいと思います。

事務局：2ページの4応募資格及び条件をご覧ください。「応募資格及び条件」の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、(1)枚方市内において、平成23年10月1日現在、児童福祉法第7条に規定する保育所を引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。(2)保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。(3)法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。(4)移管前の保育内容を行事も含んで引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとする。(5)枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。(6)理事長は社会福祉事業に熱意と識見を有すること。(7)施設長は健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。(8)の保育所運営について、①定員は90人とする。ただし、平成26年4月1日までに、120人定員とすること。②開

所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月30日から1月4日）とすること。④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。⑥保育所運営については、児童福祉施設最低基準及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4（10）職員について」によるものとする。このことについては、後ほど説明させていただきます。⑦危機管理体制及び安全対策について確保することとしています。

次に、(9) 保育内容等についてでございます。①保育内容については、保育所保育指針を基本とし、保育課程、指導計画を策成し、実施すること。②障害児保育を実施すること。③食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。④健康診断については、内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。⑤地域子育て支援事業（例えば、小倉保育所並びに全私立保育所（園）で実施しています枚方市安心子育て応援事業として、枚方版ブックスタート事業や保育所ふれあい体験事業など）については、実施すること。⑥民営化後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、保育の質の向上に努めること。⑦その他、園行事、給食、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこととしています。

次に、(10) の職員についてでございます。①保育士の配置については、国基準を遵守するほか、1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。③看護師を配置すること。また、保護者からの要望で、新たに、「保育対策等促進事業について」に定める病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討することを加えました。④小倉保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討すること。⑤として、保護者からの苦情処理に対する要望を受けましたので、これまでの4ページ（12）③の他に、新たに苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応することを加えました。⑥大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、公正採用選考人権啓発推進員の設置に努めることとしています。

次に、(11) の引継ぎについてでございます。①枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、小倉保育所を訪問し、年中行事の当日参加や企画段階からの参加を含め保育内容等の確認を行うとともに、小倉保育所の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行うこと。④平成25年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、移管先法人は各クラスに保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置すること。⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保

育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。なお、「共同保育」に係る費用については枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとする。

次に、4ページの(12)のその他についてですが、①保育所名については、「小倉」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこと。②保護者からの要望を受け、新たに卒園製作で保育所内に設置されている記念物を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くことを加えました。③園の運営に当たっては、保護者に対して誠意を持って対応すること。④既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。⑤小倉保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。⑥保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。⑦として、保護者に加え地域からも要望がありましたので、新たに、自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。また、路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じることを加えました。⑧これも同様に、双方からの要望を受けたもので、運営法人においては、適切に対応してほしいという考えから、新たに家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮することを加えました。

以上で一旦説明を終わらせていただきます。

座長：ありがとうございます。今、4の応募資格及び条件を説明していただきました。細かくいろいろと書かれていますが、ご意見・質問等ございませんでしょうか。

委員：社会福祉法人であるということの前に10年以上運営していることとあるが、これはどういった基準で10年以上と決まったのでしょうか。入れる必要があるのでしょうか。

事務局：ここの10年以上とは保育所を引き続き10年以上運営しているということで、小倉保育所の保護者との説明会をしている中でいろんな意見をいただいているのですが、宇山の際と同じように一番心配されていることが、今の保育が引き継がれるのか、大幅に変わってしまわないかということです。それに対して、10年以上というのは一定それだけの経験、保育に対するノウハウを持ってやっていただける。10年以上というのをなくしてしまうと、新規の法人でもいいとなってしまうので、そこは経験を持っているということが安心につながるということで定めています。

座長：よろしいでしょうか。では次の意見、どうぞ。

委員：2ページの(8)⑦、危機管理体制及び安全対策について確保することについて、日本語としておかしいのではないのか。構築なり安全対策については十分に講じるとかはどうか。もうひとつの質問として(9)⑥、福祉サービス第三者評価を受けることというの

は具体的にどういうことがわからない。また、(11) 引き継ぎ等についてで、枚方市と合同で法人決定後速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこととあるので、保護者と枚方市と法人との会合というのはここで規定されているが、地元説明会の意見の中では法人が決定したら地元と一度会合を持ちたいという要望があったと思いますので、時期等はともかくとして引き継ぎ中にこの要望を入れていただく必要があると思います。今回3回ほど地元説明会がありましたが、民営化については地元としてはなんら問題ないということですが、やはり送迎の車の件、朝夕の混雑に関してはかなりアレルギーを示しております。それも含めて地元の要望をきちんと、決定した法人が吸い上げる場を一回設けてほしいという要望があったと思います。どういう形かは考えなければいけないが何かそういうことを(11)に入れていただきたいと思います。以上です。

事務局：何点かご意見ご質問いただきましたが、はじめの(8)⑦の部分について文章的にかどうかという指摘がございましたので、ここは事務局の方で文言を検討させていただきたいと思います。

(9)⑥福祉サービス第三者評価について、保育所を含む社会福祉施設については、これまで自らの運営内容について外からの評価を受けるということがなかったのですが、何年か前からではあります外部から運営内容が適切かどうか見てもらう必要があるのではないかという主旨で、福祉サービス第三者評価制度というものができています。この評価につきましては、福祉サービス第三者評価機関というのがあり、大阪府内にもたくさんあります。そういったところに評価を受けることをお願いすれば、そこから評価委員が来られて、保育所の運営内容について、実際に見たり職員とのやりとりをしたり、あるいは利用者にアンケートをとったりして評価を受けるということです。その評価について、A・B・Cといったランクがありますが、この項目についてはAといったような形で評価していき、それを評価結果講評として公表しています。

前回のさだ保育所からその様にしてありますが、民営化された後、保育所がどのように運営されているのかというのは、もちろん保護者の方も日々保育を受ける中でいろいろとあると思いますが、そういった部分とはべつに第三者の目で見てもらうことが必要ではないかということで、また要望もあったので入れさせていただいています。

最後の地域との懇談の場というか話をする場というのは、この間の地域との話の中でももちろん聞いておまして、認識ももっております。それにつきましては、今回はこの引き継ぎについてということで保護者説明会というのを入れさせてもらっているのですが、地域との部分につきましては実際に市としては法人が決定しましたら、地域の方にも市と一緒に外向かせていただいて、そういう場をもたせていただくということは考えておりますので、あえて募集要項の中には入れておりません。ただ、地域との約束でありますので、それは必ずさせていただくようには考えております。

座長：よろしいでしょうか。

委員：特に募集要項には載っていないということは納得しますが、(12)⑧家庭及び地域と連

携して保育が展開されるように配慮するということに加えて、地域との融和とかそういう言葉がどこかにあれば納得できますが、そのあたりの言葉がその他の中にでもほしいと思います。

事務局：これについては保育の引き継ぎのことが中心になって、地域のことはどうしても少なくなりますが、プレゼンテーションがありますので、当然地域からの委員さんも保護者の方もおられるという中で、そこで聞いていただいていると思います。こういう状況であるけども地域に対してどう考えておられるかを確認していただくのも一つかと思えますので、その場で行っていただければと思います。

委員：(11)の中に入れなくても、その他の中に入れていただきたいと思います。

事務局：特にどのようなことを想定して入れていけばよいのでしょうか。

委員：具体的には地域と協同してとか、地域の要望を入れて園を運営していただきたいとか、融和を図るといったおおまかな言葉でも結構ですのでそういった言葉を入れていただきたい。

事務局：今懸念しておられるのが、駐車場の問題とか、たとえば運動会をするときの騒音であったり、というイメージでよろしいでしょうか。

委員：そうです。そのようなイメージです。交流とか融和とか、もしくは問題が生じたときには誠意を持ってとか、もっとおおまかな言葉でも結構です。具体的には⑦で自動車等については地域の要望を入れていただいているので、十分これは納得しますが、これ以外の地域の要望というのがいろいろあるかと思えますので。⑧は保育について地域と家庭と連携するということなので少し意味が違うと思います。運営に関しては地域との融和を図り行うことみたいな一文が必要と考えています。説明会がすんなり終わってればよかったのですが、経緯がわかっているのでぜひともお願いしたい。

委員：③のところに、「保護者と地域に対して誠意を持って対応すること、」にすればいいのではないのでしょうか。

委員：そうですね。

事務局：「保護者及び地域に対して」でよろしいでしょうか。

委員：それで結構です。ありがとうございます。

事務局：ではそのように修正させていただきます。

座 長：では③のところに加筆していただくということでお願いします。

事務局：では今のご意見を整理させていただきますと、(12)の③ですが「園の運営に当たっては保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。」ということによろしいですか。

委 員：はい結構です。

座 長：他になにか。

委 員：(8) ③休日のところについてですが、日曜日、祝日、年末年始とあるんですが、台風とかの際の対応は、今と同じですか。枚方市の保育所が全部同じ状況なのかはわからないのですが、公立と同じようにしていただきたい。

事務局：今の内容を引き継ぐわけですから、もちろんこういったことも含まれますので、それは引き継ぎの中でそこを確認して、させていただきますということでお願いしたいと思えます。

座 長：よろしいですか。

委 員：2ページの(8)の②保育時間なんですけど、2行目「ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること」とあるが、資料7の提出資料の中で保育所事業計画書というのを応募の法人が提出されると思うが、この募集要項を見て書かれて提出される場合、「ニーズがあれば午後7時を超える延長保育を実施する」と記載して出されるのが当然だと思うのですが、実際ニーズがあっても延長するかどうか、収益性については7時以降の保育がもうかるのかどうかはわからないのですが、たとえば保育園がもうからないと感じていたとしてもニーズがあったときに、実際保育所は「やります」と書いて出した限りこれを担保してもらえそうな、実効的な効力というのはあるのでしょうか。

事務局：その点につきましては、1ページの3(7)で「小倉保育所の運営を移管することが決定した法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。」ということで、さだ保育所の場合もそうですが、事業計画書に書かれたことについて、民営化後きちんとしてくださいということを担保するために協定書を締結しておりますので、そういった形で今おっしゃったことについては担保させていただきたいと考えております。

座 長：他にございませんでしょうか。

委 員：3ページの(10)の職員についての④小倉保育所に勤務している枚方市の臨時職員がいらっしゃると思いますが、「移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について

検討すること。」とあり、検討すると先ほどと同じ文言になっていますが、募集要項の事業計画書を拝見すると様式4の4ページのところで④に関する欄がないのですが、応募法人が採用したくないといえ、完全入れ替えとなるという認識でよろしいでしょうか。

事務局：今の点につきましては資料7の様式4の4ページの職員についてという記載欄がありまして、ここの(2)のところで保育士の採用及び構成についてという項目を設けております。ここで募集要項の4(10)の考え方を記載していただくようにしております。仮に何も記載をされないところもあるかもしれませんが、そういった部分でこの募集要項をふまえて評価していただくという形でお願いしたいと思います。

座長：よろしいでしょうか。

委員：よくわかりました。

座長：他にございませんでしょうか。職員の採用はみえないところでしょうね。25年の4月までにどうやって集めるのですか、と言われれば募集を出すしかないですね。見えにくいところは確かですね。計画性が非常に立ちにくい問題があると思います。それはそれで文章は作ってこられると思いますが、そういうふうに行くかというところとわからない点が多い。みなさん努力して集めてこられるとは思いますが。

事務局：あくまで参考ということになります。宇山保育所するときも、現在のさだ保育所につきましても、今の保育所から引き継ぎのときに現に勤務している人が入って、その人たちはそのまま新しい保育所で勤務されるのですが、保育士は当然それだけでは足りません。今、非常に保育士は人材的に不足しているようでして、市内の法人の話聞いてもなかなか募集しても来ないという状況もあります。例えば小倉保育所が民営化で今勤務している人が、正職員は違うところに行きますが、臨時職員は雇止めになってしまうため、保育園としては来てほしいと思っておられます。ひとつは人を確保してもらうということと、保護者の方が知っている人がいてもらえるほうがいいということで、さだ保育所を引き継ぐ常称寺保育園はすでにさだ保育所を辞めた人に、来てもらっているということです。そういったことは考えられるのではないかと思います。これはこれからの話になるのですが、あくまで参考ということで。

委員：それに関してなのですが、小倉の臨時職員さんは今何人いるのでしょうか。

事務局：二人です。

委員：二人だけ。

事務局：他に任期付きが3名。

委員：ということは合わせて5名ですね。

委員：何名中5名ですか。

事務局：14人中です。

座長：そういう数のようです。こういう言い方は失礼かもしれませんがどこもそうです。良い悪いは別にして実態からみたら民間もそうですし、公立もそうです。公立によってはこの人がパートですと表に出している自治体もありますが、出してないところもありますし、大体似たような数字になっています。

他にございませんでしょうか。色々細かい点まで決めてあるので、目を通していただきたいと思います。それでは次に進んでよろしいでしょうか。また最終的に何か気付かれたら言っていただいで結構です。

それでは次に4ページの5から9まで、これの説明をお願いしたいと思います。保育所運営申込書等の配布というところから申込受付及び場所、そして提出書類、説明会の開催及び現地見学会について、募集に係る質問等についてということで、ご説明を事務局からお願いしたいと思います。ではどうぞ。

事務局：お手元4ページの5保育所運営申込書等の配付のところをご覧くださいでしょうか。募集要項決定後に具体的に決定しますので、配布日については現在は仮に@としております。申し込み書類の配付場所につきましては、子育て支援室で行う予定としております。なお、市ホームページからのダウンロードも可能としています。

次に、6の申込受付及び場所につきましても、募集要項が決定した時点で決定しますので、現時点では日時は決定しておりませんが、申込書類の配布から受付終了まで、約1ヶ月程度とし、受付期間は、1週間と考えています。また、受付場所につきましては子育て支援室で行います。

次に、7の提出書類ですが、別紙、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて、資料7に定める各種書類としています。別添で用意していますので後ほどご説明いたします。

次に、法人募集に当たり、8説明会及び保育所整備場所の見学につきましては、これまでと同様に説明会の開催を予定しております。今回の小倉保育所の移管につきましては法人が保育室を整備することとなっておりますので、保育室の整備場所についても法人に見ていただく必要がありますので整備予定地の見学会も予定しております。これについても小倉保育所と調整し日時を決定していくということになります。

次に、9として、募集に当たりましては、公募予定者等から色々と質問もあるかと思っておりますので、それについては質問書を提出していただいで、それに対して市が回答することとしておりますが、回答につきましては市のホームページ上で、どのような質問があつて、どんな回答を市がしたか公開する予定をしております。以上で説明を一旦終了

させていただきます。

座 長：5から9まで手続き的な話をさせていただきましたが、何か質問はございますか。

委 員：募集期間はどれくらいとられますか。

事務局：募集期間につきましては、募集要項の配布から最終的に申込みの受付まで、その間に質問書のやりとりとか市内の法人に対しての説明会あるいは小倉保育所の見学会といった日程とかも入ってきますのでおおむね1ヶ月程度と考えております。

座 長：はい、ありがとうございます。この件についてはよろしいですか。それでは10の選考及び決定等というところについて説明をお願いします。

事務局：次に、10の選考及び決定等ですが、これは直接選考に関わってくる話でございますが、(1)として、本選考会議において審査、選考していただき、その結果を踏まえ決定します。(2)選考は、提出された書類の審査及び理事長等によるプレゼンテーションの実施により、(3)の別に定める選考基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選考していただきます。(4)として、応募法人が1法人の場合、選考会議において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。(5)選考結果については書面で通知しますとし、(6)として、応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。6ページ最後をご覧くださいませでしょうか。(7)として、本件に係る法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開するものとします。

最後に11としまして問い合わせ先ということで記載しています。以上です。

座 長：選考及び決定等について説明していただきましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

プレゼンの時にお見えになるのは法人代表者等となっておりますが、プレゼンですから向こうが話をされる形が中心となるとは思いますが、その時のヒアリングの際にこちらから役職名を指定するのがいいのか、答えられる人に来てくださいとしたほうがいいのか。いろんな質問がみなさんから出た場合に、誰と指定しようと答えられないものが出てきても困ります。こちらから要求した人だから答えられなくても仕方ない、ということになります。ですから、答えられる人に来て下さいとしておけば、こちらが何を質問しても答えられないのは向こうの責任となる。そこだけでも含んでおいたほうが、質問は何が出るかわかりませんが、答えられる人ということで、向こうの責任で来てもらってなんでも意見・質問をしてもらおうというほうがいいと思います。プレゼンはあくまでも向こうが話されることなので誰が来られてもいいのですが、こちら側の質問に答えられる人に来て下さいと指示願ったほうがいいと思いますがいかがでしょうか。

事務局：これまでこちらでお願いしておりますのは、理事長は法人を代表する方ですが、これは理事長には限っておりませんので、理事長もしくは理事長の代行的な立場の方が来られています。また、民営化園で新たに園長になる予定の方には必ず来て下さいとお願いしています。その人がどういう人か、民営化を受けるにあたってどういう考え方を持っていてどういうふうにこれから園を運営していくか、という部分にいちばん関心が高いところでもありますから、園長予定者につきましては来て下さいとお願いしています。合わせて、3人以内の出席としておりまして、これまでのやりとりの中では質問に対して答えられないという方はおられなかったと思います。

座長：今西先生とかもいらっしゃるので、お金の話をしても園長予定者がわかりませんとなっても困る。それで、こちらが出席者を選ぶのが難しいと思います、どういう質問がそれぞれでるかわかりませんので。向こうが必要だと思ったら園長予定者も来られるでしょうし、どうでしょうか。

事務局：それも事前に施設長予定者は必ず来て下さいという中で、たとえばヒアリングの中で園の会計に関する質問をされる場合もありますのでそのあたりも対応できるように、というのは入れていけたらと思います。

座長：ありがとうございます。せっかく委員さんがいるので、そのあたりも配慮の程をお願いしたいと思います。他に質問ございませんか。

事務局：よろしいでしょうか。

座長：どうぞ。

事務局：先ほどの審議の中で、要綱の4の(8)の⑦について、委員の方から文言についてどうかというご意見がございました。今、修正案ということで考えさせていただきましたので、説明させていただきたいと思います。「危機管理体制及び安全対策について確保すること。」としておりましたが、ご意見をいただきましたのでこの部分につきましては「危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。」という案でお願いしたいのですがいかがでしょうか。

座長：よろしいでしょうか。

委員：ありがとうございます。

事務局：ではこの案で修正ということでよろしいでしょうか。

座長：そうですね。

委員：保護者に対して公開をするというのは付け加えられないのですか。どういう形になっているか保護者に見えないと、もし何か有事があった場合、子どもたちがどこに逃げているのかということが親にはわからないので、またすぐ帰ってこられる親であればいいが、電車が動かないとか帰宅困難者になった場合に、子どもたちに親がどこに行けば会えるのかがわからないと思います。ですので、どういう形でというのは親には公開していただきたいです。

事務局：公立保育所も含めほとんどの保育所で危機管理マニュアルというのを作っておられると思います。その内容は園によって色々だと思いますが、その中で緊急時の体制であるとか災害時を想定してどう動くかというのは持っておられると思いますので、さだ保育所の時は追加書類という形で出してもらっています。それは今の園の話ですが、そういったものを見せてもらうというのがありますし、小倉を引き継いだときに小倉はこういった形ですというのを、地域も違いますし保育所の建物や設備も違いますので、現行の小倉を参考にしながら作るということになると思います。それはたとえば三者懇談の話の中で見せて下さいというやり取りも可能だと思います。

座長：今言われたようにそういうチェックポイントを三者協議の中でやっていって、それがきちんとできているかをチェックするのが第三者評価ですね。今、大体マニュアルのチェックを全国で行っていると思いますが、概ね1年以内に受けなさいということの狙いはそこだと思います。何もなくて、今引き継ぎの中でそういうように作られていくだろうと思います。他に何かございませんでしょうか。

ではこの資料6を通じて、何かございませんか。よろしいでしょうか、それでは資料6についてはこれで終わっておきたいと思います。それでは、次に資料7について説明をお願いします。

事務局：それでは、資料7の説明に移らせていただきたいと思いますので、さきほどご確認していただきました要綱に基づいて提出していただく書類のご説明を行います。資料7をご覧いただけますでしょうか。応募法人から提出を求める書類といたしましてはI提出書類等ということで1から18までございます。

1つ目の保育所運営申込書につきましては、様式1としています。この中で法人設立の年月日や枚方市内での保育所運営の開設年月日等を書きいただきます。

2つ目の応募にいたる動機・目的については、様式2としております。

3つ目の運営法人の経営方針や保育所運営方針について、様式3としております。

続きまして4つ目といたしまして、先ほどご指摘もいただきましたが、様式4の保育所事業計画書に、保育所事業の色々な項目について記載をしていただくこととしております。この中身につきましては、大項目1の保育所運営では、かっこ書きで以下(1)保育理念について(2)保育所定員についてなど6項目が2ページにわたって(6)危機管理体制及び安全対策についてまであります。文言についてはさきほどご指摘いただきま

したのでその項目を修正させていただきます。続きまして大項目2の保育内容等では、(1) 保育内容について、(2) 障害児保育、(3) 食物アレルギーなど3ページまで8項目について記入していただくことになっております。

続きまして4ページの大項目3の職員については、(1) 保育士配置について(2) 保育士の採用及び構成についてなど5項目に対して記入していただくこととなります。

5ページの大項目4の引き継ぎについては、(1) 保護者説明会や(2) 三者懇談会など5項目について記入していただくこととなります。6ページの5. その他につきまして、(1) 保育所名及びクラス名について(2) 保護者への対応についてなど7ページまで6項目についてご記入いただくこととなります。

続きまして、5つ目の保育所整備計画書ですが、こちらは様式5となります。増築する保育室の整備内容について考えを記入していただきます。

6つ目の資金計画書ですが、こちらは様式6となります。今回、保育所整備ということも関わってきますので、整備に係る資金も負担する必要がありますので、資金の調達方法などについて、記載していただくこととしております。

7つ目の法人理事長及び裏面に施設長予定者の履歴書ですが、こちらは様式7となります。これは法人理事長と施設長予定者の履歴書をそれぞれの様式で提出をしていただきます。

8つ目の財産目録ですが、こちらは様式8となります。これは法人の財産目録を提出していただきます。

9つ目に、これらの提案内容の概要としてまとめたものとして、様式9としています。構成としては、まずはじめに要求事項です。これは、募集要項の各項目に対応しています。次に、確認事項です。これは、各項目を審査するときに、募集要項の内容に基づき何を確認するのかという審査基準に対応します。内容は、先ほどご説明しました募集要項の内容になっています。次に、提案内容です。これは、次の確認書類等で提案された内容を概要として、簡潔にまとめていただきます。

また、1枚めくっていただくと次のページに網掛けの項目がございます。網かけのある事項については、要項の中で園から企画の提案を求めるものを表しています。網かけ以外は、提案内容を確認していただくということで、全て確認事項となります。

以上が様式として定めているものでございますが、また1枚目をご覧ください。今説明いたしました1から9の他に、10から18までそれ以外の提出書類といたしまして必要なものがございます。10の貸借対照表、11の決算書一式、12の予算書一式、13の法人調書及び14の保育所調書、これは大阪府に提出したものです。15の直近の大阪府法人指導監査の結果と回答文書の写し、16の法人定款、17として応募法人が現在、運営している保育目標、保育内容がわかるもの。パンフレット等でも差し支えないと考えております。18として、先ほど議論いただきましたが、園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアルの以上の書類を提出していただくこととしております。様式につきましては以上で説明を終わらせていただきます。

事務局：追加として、先ほどの要項の審議の中で、地域の方からもご要望がございますので、

要綱の中で「園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。」というふうに話をさせていただいておりますので、それを受けて様式につきましても様式4の6ページ(2)のところを「保護者への対応について」となっておりますが、これを「保護者及び地域への対応について」と修正する必要があるのかと思います。それでよろしいでしょうか。また、それに関連して様式9の8ページの40、ここに同じく「保護者への対応」というのがございますので、こちらのほうにつきましても「保護者及び地域への対応」と要求事項の欄を変えて、その隣の確認事項も「保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか」というように修正していきます。

座長：よろしいでしょうか。

委員：はい。

座長：それではプレゼンのお話を。

事務局：続きまして、Ⅱのプレゼンテーションについて、でございます。枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議が選考にあたって、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーション用資料につきましては、3日前(土日祝を除く)までに12部提出してください。また、パワーポイントを使用する場合は事前に子育て支援室までご連絡ください。なお、詳細につきましては、後日、連絡しますということで説明させていただきたいと考えております。

最後に裏面のⅢといたしまして、詳細の選考基準についてはまた別途、これは後日になりますが市のホームページで掲載することになります。これは選考が終わってからになります。それから、提出期間及び提出場所につきましても、先ほどご審議していただいた要項で修正させていただいて、その後10月からできれば掲載させていただきたいと考えております。資料の提出については10部とさせていただきたいと考えております。

事務局：提出部数についての記載が抜けておりますので、付け加えさせていただきたいと思えます。

委員：プレゼンテーションが12部なのでそろえてはどうか。

事務局：12部とさせていただきます。

座長：それでは今、資料7に沿って提出書類等及びプレゼンテーションについて説明していただきましたけども、これについて何かご質問、ご意見等ございませんか。

委員：様式6に資金計画書がありまして、中身は保育所整備に係る資金計画と、4月の運転資金の調達方法などを具体的に記入するようにとありますが、先ほどご質問させていた

だいた資料6の中にありました、選考法人がはじめに資金負担としてかかる分というのは120名に増員されるために増築されるために係る分と、水道とか下水道とかの分担金となってくると思いますが、そういった後に(5)でありますとおり補助金が交付されると思います。この金額はわかりませんが、初めにいるお金というのが設備とか運転資金ですので、設備にかかるお金というのは当然見積りとかはあがってくると思いますがどれくらいお金がかかるのかを知っておかないと審査ができないと思いますので、増築される時の基本というかどれくらいかかるのか平均的な単価を事前に教えていただいたら審議がスムーズにできると思います。

事務局：さきほど資料6のいちばん最後のところにイメージ図をつけさせていただいておりますが、このイメージ図というのは枚方市のほうでシミュレーションさせていただいたものでございます。54㎡程度の保育室を建てるにあたりまして、この場所なら建てることできると、またこの建物を建てるのであればどれくらいかかるのかというのは積算させていただいております。その費用は概算で約3,000万円、ただしその他の費用としましてこの下に配管が入っているのですが、その配管の移設等につきましてはほしい600万程度かかるのではと市の建築部署のほうから聞いております。それを目安としていただけたらと考えています。

委員：具体的に補填される補助金というのは何割くらいなんですか。

事務局：4分の3です。

委員：これはいつ給付されるのですか。

事務局：工事完了後です。

委員：ということは先に3,600万円ほど負担された後に、何ヶ月後かに振込がされるということですか。

事務局：そうです。こういった保育所整備の場合は、前金でどれだけ支払うかというのにもよりますが、前金や中間金については法人の自己資金からで、残額は補助金が出てから払いますという契約をされる場合が多いです。

委員：よくわかりました。

座長：他に何かございますか。

資料で出してもらった部分についてももう少しこんな資料がほしいというのがありましたら言っていただいたら結構です。追加資料としては、今イメージがわかなくても、今度は具体的に次のステップで資料を見るところまでいきますね。そのときにこんな資料

がみたいという場合には、その段階で追加資料を言っているのでしょうか。

事務局：資料7のIの提出書類18の後の注意書きの※3で、その他必要と認めた書類等の提出を求めることがあります。とさせていただいていますので、必要に応じて追加書類の提出というのは求められます。

座長：それは提出以前に要望するのも含む文言ですよ。出てから後もこの文言でいいのか。書類が出てから追加してくださいというのと、書類が出る前に追加してくださいというのと二手あると思いますが、書類を見たときにまたこれもいるというものがあれば、その時に申し出ていただければ結構かと思います。

事務局：18の危機管理体制及び安全対策に関するマニュアル等については前回のさだ保育所のとときに当初から求めていなくて、中でそういうご意見が出たのを踏まえて、プレゼンテーションの時に提出してもらったという経過もありますので締切後出してもらうということもお願いできるかと思います。

座長：もう一点確認なのですが、提出書類について出ていない場合は受付の段階でチェックされるということですか。

事務局：そうです。受付の際にすべてチェックリストを作っておりますので、提出書類が揃っていない分については受理しないということになります。

座長：何か書類で必要なものがあれば言ってください。よろしいでしょうか。それではこの審議はこれで終了したいと思います。全体を通じて何かありますか。

委員：根本的なところに戻ってしまうのですが、資料6で先ほどご質問のありました応募の条件のところ10年以上運営している法人というのがありましたが、その前提に枚方市内でとあります。この枚方市内に限っているのはなぜでしょうか。応募法人が多数になるからといった事情があるのでしょうか。

事務局：枚方市の保育ということで過去からの歴史的な部分になってくるのですが、枚方市はこれまで公私協調ということで、公立保育所と私立保育所がいろいろな部分で連携したり協同で事業に取り組んできたというところをしております。そういった中で10年以上という部分も関係してくるのですが、公立から民間に変わるというのは保護者の方にとって不安なことになってきます。枚方市内の民間保育園については、公私協調でやってきたということもあって、お互いどんな保育をしているかということもわかっているということもございまして、そういった点を考えて枚方市内とさせていただいています。

もう一点は枚方市内の民間保育所の数が多いということです。民間保育所が少なければ、枚方だけに限定してしまうと法人の選択肢も少なくなってしまうのですが、保育所

を運営している法人が市内に29法人ありますのでそういった意味ではたくさんあるということもひとつの理由です。

座長：よろしいでしょうか。見える保育所というか実際に市内でされているので保護者の方もこの保育所となれば見えますよね。北海道とか近くで和歌山とかに法人本部があって保育所をしていました、といってもあまりピンと来ないと思います。地元があってそれと見えるところをしているというので、公私の連携もあるし信頼関係もあると思います。また、まさに今言われたように地域の民間の保育園が少なければ仕方ないのですが、ある程度ある。これで難しいのは募集してもだれも来ないというのが難しいところです。ですので、他では近畿地区とか全国区という話になって、地域差があります。そういったところで枚方は枚方の事情で判断されていると思います。そういうご説明だったと思います。それでは他にございませんか。

委員：また根本的なところなのですが、当初は8月から法人公募となっていたのが、10月に時期がずれています。10月の日程も決まっていなくてこのようにずれていく中で12月までに大丈夫でしょうかという不安があります。それに加えて、今回選考に関わるのも初めてなので、今後の具体的な流れを知りたいです。

事務局：当初の予定は8月に第1回の会議を開きたいと考えていましたが、地域との話の中で要望もあって、それに対して市が答えていく中で調整がつくのに時間がかかったという経過があります。そういう意味で1ヶ月予定より遅れて始まったという部分がありますが、この後の予定としましては今日で概ね募集要項につきましては、修正はあるものの了解いただけました。来週の終わりくらいには募集要項の配布をしていきたいのですが、次回の選考会議につきましては、応募された法人をどのように選ぶのか、それぞれがここがいいというのではなくて、決めるにあたって一つの基準があった上で共通の観点でそれぞれいい悪いと評価していただいて決めていくこととなりますので、今回はその選考基準について審議をお願いしたいと考えています。それについては法人の受付を締め切るまでの間にさせていただいて、実際のプレゼンテーションや書類審査は法人からでてこないとできませんので、締切後まず書類の評価をしてもらって、その後プレゼンテーションで法人がどんな考えを持っているのかを聞いていただいて、最終評価をして選考していただくという流れで考えております。そういった意味で10月、11月、12月の年内3か月の中でできたらと思っております。スケジュール調整等がありますが、ご協力いただきたいと思います。その中でも無理のないようにとは考えておりますのでよろしく申し上げます。

座長：段取りとしてはそういう段階をふんでいきます。資料7の2ページに「選考基準についてはホームページに掲載する」とありますので、次回がこの基準の議論です。これはもちろん審査が終わってからですね。審査が始まる前に基準がでてしまっただけでは困りますので。そういうある意味では公表に堪えられる基準を次回は検討をお願いしたいと思

ます。我々も第三者評価というか市民の方々の評価を受けるということにもなりますので、この点は慎重に作っていきたいと思います。

それでは次に進めさせてもらいたいと思います。今少しお話がありましたが、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局：先ほど、皆様から議論頂きましたご意見を踏まえまして、募集要項案を事務局の方で修正した後、座長にご確認いただき、小倉保育所民営化に係る運営法人募集要項とさせていただきますたいと考えています。

まだ、ご意見いただきましたスケジュールについても、公募時期につきましては一定の作業時間をいただき、目標として10月7日（金曜日）を配布時期とし、11月7日（月曜日）から申請受付を開始し、11日（金曜日）を締切とすることで、約1週間を申請受付期間とさせていただきます、これにより公募開始から申請締切まで36日間になります。

また、書類審査及びプレゼンテーションにつきましては、11月下旬に実施可能になると考えております。11月11日に申請受付を締め切りますので、11月下旬には書類審査を開始する事が可能になってくると考えております。事務局としましては、この日程で進めていきたいと考えています。

なお、この後の選考会議の予定ですが、10月上旬から中旬に第2回選考会議で審査基準（案）のご検討いただき、そして、11月下旬に、書類審査及びプレゼンテーションの実施を予定しています。今後の会議の案件については、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、冒頭に会議の公開・非公開の際にご説明しましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いします。また、本会議終了後、会議の日程調整を行いたいと考えていますのでよろしく願いいたします。以上です。

座長：ありがとうございます。今、事務局から次回以降の会議についての説明と、さらに非公開で行うとの説明がありましたがこれでよろしいでしょうか。書類上、色々法人の中身がわかってきますので、やはり先ほどの条項に照らし合わせて非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

ご了承いただいたものとします。それでは、お約束の時間がちょうどやってきました。時間もみなさんのご協力によりまして、かといって慎重さを欠いたわけでもなく慎重に審議していただいたと思います。これを持ちまして本日の審議を終了したいと思います。今後ともよろしくをお願いします。